

見 積 心 得

見積書は、次に掲げる条件及び通知に掲げる条件に違反した場合は無効・失格となりますのでご注意ください。

また、見積書を提出した後の訂正、差し替えは一切認めませんので、十分確認の上ご提出ください。

- 1 鉛筆書きによる見積書
- 2 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- 3 あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
- 4 日付がない又は通知日から見積書の提出日までの期間内の日付となっていない見積書
- 5 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない見積書
- 6 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが通知と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- 7 郵便により提出された見積書
- 8 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- 9 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- 10 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- 11 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- 12 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その見積書を無効とする。
- 13 最低制限価格を設定している場合は、見積金額が最低制限価格を下回る見積書は失格とする。

※見積合わせ参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別記）を承諾のうえ、見積書の提出をしなければならない。

別 記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。